

長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品及びリサイクル工法の認定並びに県内で展開されるリサイクルシステムの認定に関し必要な事項を定めることにより、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進を図るとともに、リサイクル産業の育成に寄与し、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「再生資源」とは、次に掲げるもののうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。

- (1) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）
- (2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された製品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）
- 2 この要綱において「リサイクル製品」とは、再生資源を原材料の全部又は一部に使用して製造又は加工（以下「製造等」という。）がなされる製品をいう。
- 3 この要綱において「認定リサイクル製品」とは、知事が、第6条第5項の規定により認定したリサイクル製品をいう。
- 4 この要綱において「リサイクル工法」とは、再生資源を活用した施工方法をいう。
- 5 この要綱において「認定リサイクル工法」とは、知事が、第15条第5項の規定により認定したリサイクル工法をいう。
- 6 この要綱において「リサイクルシステム」とは、県内を拠点に展開されるリサイクル活動のうち、再生資源の排出者、リサイクルを行う者及び関係団体等が相互に連携しながら行われる取組みをいう。
- 7 この要綱において「認定リサイクルシステム」とは、知事が、第23条第5項の規定により認定したリサイクルシステムをいう。

（県の責務）

第3条 県は、認定リサイクル製品及び認定リサイクル工法の県による利用の推進並びに県民等に対する認定リサイクル製品、認定リサイクル工法及び認定リサイクルシステムの普及のために必要な措置を講ずるものとする。

（認定委員会）

第4条 リサイクル製品、リサイクル工法及びリサイクルシステムに係る認定の適否等について意見を聴くため、長崎県リサイクル製品等認定委員会（以下「認定委員会」とい

う。)を置く。

2 認定委員会の構成、運営等については、別に定める。

第2章 リサイクル製品の認定等

(製品認定基準)

第5条 知事は、次に掲げる区分（以下「製品認定区分」という。）ごとに、リサイクル製品に係る認定の対象となる品目（以下「認定品目」という。）及び当該認定品目に適用される基準（以下「製品認定基準」という。）を定めて公表する。

- (1) 建設資材
- (2) その他のリサイクル製品

2 前項の製品認定基準には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 対象資材
- (2) 品質性能
- (3) 品質管理（規格等の取得状況）
- (4) 再生資源の含有率
- (5) 環境安全性
- (6) 環境負荷

(製品認定の手続)

第6条 リサイクル製品に係る認定を申請する者（以下第2章において「申請者」という。）は、長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱の施行に関する要領（平成20年4月1日施行。以下「要領」という。）に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) リサイクル製品の製造等を行う工場又は事業場（以下「工場等という。」）の名称及び所在地
- (3) リサイクル製品の品目
- (4) リサイクル製品の概要
- (5) リサイクル製品の原材料として使用する再生資源
- (6) リサイクル製品の原材料に占める再生資源の含有率
- (7) リサイクル製品の製造等の方法
- (8) リサイクル製品の価格及び販売の状況（見込み）
- (9) リサイクル製品の原材料である再生資源の入手の経路及び当該再生資源を申請者に供給する者（以下「供給者」という。）
- (10) リサイクル製品の製造等に係る行政庁の免許、許可、認可等の取得状況
- (11) 法第14条第5項第2号イからへまでの非該当状況
- (12) 第10条第2項から第4項までに規定する製造等の管理、記録及び報告に係る実施計画
- (13) その他知事が必要と認める事項

- 2 前項の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) リサイクル製品の製造等を行うもの。ただし、認定を受けようとするリサイクル製品の販売等を行う者が代理して申請することができる。
 - (2) 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないもの。
- 3 第1項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 第5条第2項第2号及び第5号に掲げる製品認定基準に適合することを証する書類
 - (2) 知事が指定する再生資源を原材料の全部又は一部に使用して製造等がなされるリサイクル製品については、再生資源の入手の経路及び供給者を明らかにする書類
 - (3) 第5条第2項第3号に掲げる製品認定基準に適合することを証する書類その他知事が必要と認める書類
- 4 第1項の申請の受付は、原則として年2回行うものとする。
- 5 知事は、認定の申請に係るリサイクル製品が次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときに限り、認定することができる。
 - (1) 次のいずれかに該当し、かつ、生活環境の保全のために必要な措置が講じられている工場等で製造等がされていること。
 - ア 県内の工場等で製造等がなされていること。
 - イ 長崎県及び長崎県内の市町、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発されたものであること。
 - ウ 県内企業が開発し、県外の工場で製造等がなされたものであること。
 - (2) 製品認定基準に適合すること。
 - (3) 関係する法令を遵守して製造等がなされること。
 - (4) 原材料である再生資源は、入手の経路及び供給者が明らかであること。
 - (5) 認定の申請時において既に県内で販売され、又は申請から6月以内に県内で販売されることが確実であること。
- 6 第5項の認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までの期間とする。
- 7 知事は、第5項の認定をする場合においては、あらかじめ、認定委員会の意見を聴くものとする。
- 8 知事は、第5項の認定を行ったときは、申請者に対し認定証を交付するとともに、認定を行った旨を公表するものとする。

(製品認定の更新)

- 第7条 前条第5項の規定により認定を受けた者（以下「製品認定事業者」という。）は、同条第6項の有効期間を経過した後も引き続き認定リサイクル製品の効力を存続させようとするときは、前条第1項各号に掲げる事項を記載した申請書（以下「製品認定更新申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 2 前条第2項から第8項までの規定は、認定の更新をする場合について準用する。
 - 3 第1項の更新の申請があった場合において、前条第6項の期間の満了の日までに当該申請に対する審査が終了しないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその審査が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

(表示)

第8条 製品認定事業者は、認定リサイクル製品の包装又は容器若しくは製品自体に、知事が別に定める長崎県リサイクル製品認定マーク並びに認定番号、原料となる再生資源、製造年月日及び製造工場を特定できる記号を表示するものとする。ただし、製品の包装又は容器若しくは形状により表示が困難である場合を除く。

(製品認定に係る変更等の届出)

第9条 製品認定事業者は、第6条第1項各号に掲げる事項(第8号を除く。)を変更しようとするとき、又は当該認定リサイクル製品の製造等を中止したときは、30日以内に知事に届け出なければならない。

(製品認定事業者の義務)

第10条 製品認定事業者は、認定リサイクル製品について、第6条第5項第1号から第4号までに規定する要件に常に適合するよう事業活動を行わなければならない。

2 製品認定事業者は、認定リサイクル製品について、要領に定めるところにより、品質性能、環境安全性に係る基準の適合状況等に係る品質の確認の検査及び県が指定する機関による工場の確認等を定期的に実施することによって製造等の管理を行わなければならない。

3 製品認定事業者は、前項の規定により実施した製造等の管理に係る事項その他知事が必要と認めるものを記録し、その関係書類とともに5年間保存しなければならない。

4 製品認定事業者は、認定リサイクル製品について、要領に定めるところにより、出荷先等に関する情報の記録を保存するとともに、品質性能及び環境安全性に係る基準の適合状況、工場の確認結果、販売実績、価格等を知事に報告しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、製品認定事業者は、認定リサイクル製品について、品質性能、環境安全性に係る基準の適合状況その他の品質、安全性等についての欠陥が生じたときは、直ちに知事に報告し、欠陥の状況、講じようとする措置、出荷先等に関する情報その他知事が必要と認める事項を届け出るとともに、当該認定リサイクル製品の使用者(購入者を含む。以下同じ。)に対してこれらの情報を提供しなければならない。

6 製品認定事業者は、認定リサイクル製品の使用等により生じた問題については、誠実にその処理を行わなければならない。

7 製品認定事業者は、認定リサイクル製品の製造等を行う工場等で生活環境の保全上の支障が生じたときは、適切な措置を講じなければならない。

8 製品認定事業者は、認定リサイクル製品の使用者から第3項の記録の提供を求められたときは、これに応じなければならない。

(製品認定基準の変更等)

第11条 知事は、認定品目の追加若しくは削除又は製品認定基準の変更(以下「認定品目の追加等」という。)を行うに当たっては、あらかじめ、認定委員会の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、認定品目の追加等を行った場合は、速やかに公表するものとする。
- 3 認定品目の追加等により認定リサイクル製品が認定品目でなくなったとき又は製品認定基準に適合しなくなったときは、第6条第5項の認定の有効期間にかかわらず、その効力は消滅する。
- 4 知事は、前項の規定により認定リサイクル製品の認定の効力が消滅するときは、あらかじめ、該当する製品認定事業者に対してその旨を通知するものとする。
- 5 知事は、第3項の規定により第6条第5項の認定の効力が消滅したときは、その旨を公表するものとする。

(調査等)

第12条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、申請者、製品認定事業者、供給者又は認定リサイクル製品の利用者に対し、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。

- (1) 認定リサイクル製品について、製造等の方法その他知事が必要と認める事項に関する報告をし、資料を提出し、又は追加の試験の実施及び当該試験の結果の報告をすること。
- (2) その職員に、認定リサイクル製品の製造等を行う工場等に立ち入らせ、認定リサイクル製品の製造等の状況その他知事が必要と認める事項に関し、設備、帳簿、書類その他の物件の調査及び関係者への質問（以下「調査等」という。）をさせること。
- (3) 知事が検査を行うために必要と認めたときに、認定リサイクル製品又は再生資源を提出すること。
- 2 知事は、前項第2号の規定による調査等に学識経験者等の同行を依頼し、その意見を聴くことができる。
- 3 第1項第2号の規定による調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

(製品認定の取消等)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第5項の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定リサイクル製品の品質、安全性等について重大な欠陥があるとき。
- (2) 認定リサイクル製品が第6条第5項第1号から第4号までに規定する要件のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 製品認定事業者が偽りその他不正の手段により認定を受けていたことが判明したとき。
- (4) 製品認定事業者が第6条第2項各号に規定する要件に該当する者でなくなったとき。
- (5) 製品認定事業者が第10条第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 製品認定事業者が第12条第1項の規定による報告又は提出（以下「報告等」という。）をせず、虚偽の報告等をし、若しくは調査又は質問を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (7) 次項の規定により県による利用が中止された認定リサイクル製品に係る製品認定事業者が、利用の中止の原因となった事項に関して、知事が必要と認める事項に係る報告をせず、又は知事の補正指示に対して補正を行わなかったとき。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定リサイクル製品について6月以内の間、県による利用を中止することができる。
- (1) 認定リサイクル製品が、第6条第5項第1号から第4号までに規定する要件のいずれかに適合しないおそれが生じたとき。
 - (2) 製品認定事業者が第9条の規定に違反して変更の届出をしなかったとき。
 - (3) 製品認定事業者が第10条第2項の製造等の管理を怠ったとき。
 - (4) 製品認定事業者が第10条第3項の記録又は保存を怠ったとき。
 - (5) 製品認定事業者が第10条第4項の報告を知事の定める期限内に行わなかったとき。
- 3 知事は、第1項の規定により第6条第5項の認定を取り消したとき又は第2項の規定により認定リサイクル製品の県による利用を中止したときは、その旨を公表するものとする。

第3章 リサイクル工法の認定等

(工法認定基準)

第14条 知事は、リサイクル工法に係る認定の対象となる工法に適用される基準（以下「工法認定基準」という。）を定めて公表する。

2 前項の工法認定基準には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 対象工法
- (2) 品質性能
- (3) 品質管理
- (4) 再生資源の含有率
- (5) 環境安全性
- (6) 環境負荷

(工法認定の手続)

第15条 リサイクル工法に係る認定を申請する者（以下第3章において「申請者」という。）は、申請に係るリサイクル工法を開発した企業等を代表して、要領に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 使用する再生資源の保管等を行う工場又は事業場（以下「工場等という。」）の名称及び所在地
- (3) 対象工法
- (4) リサイクル工法の概要
- (5) 原材料として使用する再生資源
- (6) 原材料に占める再生資源の含有率
- (7) 原材料として使用する再生資源等の状況
- (8) リサイクル工法の施工の状況（見込み）
- (9) 原材料である再生資源の入手の経路及び当該再生資源を申請者に供給する者（以下「供給者」という。）

- (10) 使用する再生資源の製造等に係る行政庁の許可、認可、免許等の取得状況
 - (11) 法第14条第5項第2号イからへまでの非該当状況
 - (12) 第19条第2項から第4項までに規定する保管等の管理、記録及び報告に係る実施計画
 - (13) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 申請に係るリサイクル工法の開発に携わり、又は施工するもの。
 - (2) 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないもの。
- 3 第1項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 第14条第2項第2号及び第5号に掲げる工法認定基準に適合することを証する書類
 - (2) 知事が指定する再生資源を原材料の全部又は一部に使用して施工するリサイクル工法については、再生資源の入手の経路及び供給者を明らかにする書類
 - (3) 第14条第2項第3号に掲げる工法認定基準に適合することを証する書類その他知事が必要と認める書類
- 4 第1項の申請の受付は、原則として年2回行うものとする。
- 5 知事は、認定の申請に係るリサイクル工法が次に掲げる要件のいずれにも該当していると認めるときに限り、認定することができる。
- (1) 工法認定基準に適合すること。
 - (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 県内の企業等が開発し、又は施工するものであること。
 - イ 長崎県及び長崎県内の市町、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発されたものであること。
 - (3) 関係する法令を遵守して施工等がなされること。
 - (4) 原材料である再生資源は、入手の経路及び供給者が明らかであること。
 - (5) 認定の申請時において既に県内で施工され、又は申請から6月以内に県内で施工されることが確実であること。
- 6 第5項の認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までの期間とする。
- 7 知事は、第5項の認定をする場合においては、あらかじめ、認定委員会の意見を聴くものとする。
- 8 知事は、第5項の認定を行ったときは、申請者に対し認定証を交付するとともに、認定を行った旨を公表するものとする。

(工法認定の更新)

- 第16条 前条第5項の規定により認定を受けた者（以下「工法認定者」という。）は、前条第6項の有効期間を経過した後も引き続き認定リサイクル工法の効力を存続させようとするときは、前条第1項各号に掲げる事項を記載した申請書（以下「工法認定更新申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 2 前条第2項から第8項までの規定は、認定の更新をする場合について準用する。
- 3 第1項の更新の申請があった場合において、前条第6項の期間の満了の日までに当該

申請に対する審査が終了しないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその審査が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

(表示)

第17条 認定リサイクル工法に関連する者は、知事が別に定める認定マークを、認定リサイクル工法に係るリサイクル製品の包装又は容器若しくは製品自体、若しくは関連する事業所等に、申請書に記載した内容により表示することができる。

2 認定リサイクル工法を施工する者は、その施工現場において、前項で定める認定マークを表示するものとする。

(工法認定に係る変更等の届出)

第18条 工法認定者は、第15条第1項各号に掲げる事項(第8号を除く。)を変更したとき、又は当該認定リサイクル工法による取組みを終了したときは、当該変更又は終了の日から30日以内に知事に届け出なければならない。

(工法認定事業者の義務)

第19条 工法認定事業者は、認定リサイクル工法について、第15条第5項第1号から第4号までに規定する要件に常に適合するよう事業活動を行わなければならない。

2 工法認定事業者は、認定リサイクル工法において使用する再生資源について、要領に定めるところにより、品質性能、環境安全性に係る基準の適合状況等に係る品質の確認の検査及び県が指定する機関による工場の確認等を定期的実施することによって保管等の管理を行わなければならない。

3 工法認定事業者は、前項の規定により実施した保管等の管理に係る事項その他知事が必要と認めるものを記録し、その関係書類とともに5年間保存しなければならない。

4 工法認定事業者は、認定リサイクル工法において使用する再生資源について、要領に定めるところにより、品質性能及び環境安全性に係る基準の適合状況、工場の確認結果施工実績、歩掛り等を知事に報告しなければならない。また、認定リサイクル工法の施工箇所等に関する情報を記録しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、工法認定事業者は、認定リサイクル工法において使用する再生資源について、品質性能、環境安全性に係る基準の適合状況その他の品質、安全性等についての欠陥が生じたときは、直ちに知事に報告し、欠陥の状況、講じようとする措置、施工箇所等に関する情報その他知事が必要と認める事項を届け出るとともに、当該認定リサイクル工法の発注者に対してこれらの情報を提供しなければならない。

6 工法認定事業者は、認定リサイクル工法の施工等により生じた問題については、誠実にその処理を行わなければならない。

7 工法認定事業者は、認定リサイクル工法において使用する再生資源の保管等を行う工場等で生活環境の保全上の支障が生じたときは、適切な措置を講じなければならない。

8 工法認定事業者は、認定リサイクル工法の発注者から第3項の記録の提供を求められたときは、これに応じなければならない。

（工法認定基準の変更等）

第20条 知事は、工法認定基準の変更を行うに当たっては、あらかじめ、認定委員会の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、工法認定基準の変更を行った場合は、速やかに公表するものとする。
- 3 工法認定基準の変更により認定リサイクル工法が工法認定基準に適合しなくなったときは、第15条第5項の認定の有効期間にかかわらず、その効力は消滅する。
- 4 知事は、前項の規定により認定リサイクル工法の認定の効力が消滅するときは、あらかじめ、該当する工法認定事業者に対してその旨を通知するものとする。
- 5 知事は、第3項の規定により第15条第5項の認定の効力が消滅したときは、その旨を公表するものとする。

（調査等）

第21条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、申請者、工法認定者、供給者又は認定リサイクル工法の施工者に対し、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。

- (1) 認定リサイクル工法について、使用する再生資源の保管等の方法その他知事が必要と認める事項に関する報告をし、資料を提出し、又は追加の試験の実施及び当該試験の結果の報告をすること。
- (2) その職員に、認定リサイクル工法において使用する再生資源の保管等を行う工場、施工現場等に立ち入らせ、認定リサイクル工法において使用する再生資源の保管等の状況その他知事が必要と認める事項に関し、設備、帳簿、書類その他の物件の調査及び関係者への質問（以下「調査等」という。）をさせること。
- (3) 知事が検査を行うために必要と認めたときに、認定リサイクル工法において使用する再生資源を提出すること。
- 2 知事は、前項第2号の規定による調査等に学識経験者等の同行を依頼し、その意見を聴くことができる。
- 3 第1項第2号の規定による調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

（工法認定の取消等）

第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第5項の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定リサイクル工法により施工した現場の安全性等について重大な欠陥があるとき。
- (2) 認定リサイクル工法が第15条第5項第1号から第4号までに規定する要件のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 工法認定者が偽りその他不正の手段により認定を受けていたことが判明したとき。
- (4) 工法認定者が第15条第2項各号に規定する要件に該当する者でなくなったとき。
- (5) 工法認定者が第19条第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 工法認定者が第21条第1項の規定による報告又は提出（以下「報告等」という。）をせず、虚偽の報告等をし、若しくは調査又は質問を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

- (7) 次項の規定により県による利用が中止された認定リサイクル工法に係る工法認定者が、利用の中止の原因となった事項に関して、知事が必要と認める事項に係る報告をせず、又は知事の補正指示に対して補正を行わなかったとき。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定リサイクル工法について6月以内の間、県による利用を中止することができる。
- (1) 認定リサイクル工法が、第15条第5項第1号から第4号までに規定する要件のいずれかに適合しないおそれが生じたとき。
- (2) 工法認定者が第18条の規定に違反して変更の届出をしなかったとき。
- (3) 工法認定者が第19条第2項の製造等の管理を怠ったとき。
- (4) 工法認定者が第19条第3項の記録又は保存を怠ったとき。
- (5) 工法認定者が第19条第4項の報告を知事の定める期限内に行わなかったとき。
- 3 知事は、第1項の規定により第15条第5項の認定を取り消したとき又は第2項の規定により認定工法の県による利用を中止したときは、その旨を公表するものとする。

第4章 リサイクルシステムの認定等

(システムシステムの手続)

- 第23条 リサイクルシステムに係る認定を申請する者（以下第4章において「申請者」という。）は、申請に係るリサイクルシステムに関連する団体等を代表して、要領に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) リサイクルシステムの名称
- (2) 関連する主な団体等の名称及び所在地
- (3) 関連するリサイクル品の名称
- (4) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 申請に係るリサイクルシステムに携わるもの。
- (2) 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないもの。
- 3 第1項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) リサイクルシステムの概要を記した書類
- (2) リサイクルシステムのフローを記した書類
- (3) その他知事が必要と認める書類
- 4 第1項の申請の受付は、原則として年2回行うものとする。
- 5 知事は、認定の申請に係るリサイクルシステムが次に掲げる要件のいずれにも該当していると認めるときに限り、認定することができる。
- (1) 主として県内で排出される再生資源を利用したリサイクルシステムであること。
- (2) 循環型社会の推進に資するものであって、次の各号のいずれにも該当するものであること。
- | | | |
|---|-------|-------------------------------|
| イ | 地域連携性 | 地域における様々な主体が密接に連携している取組みであること |
| ロ | 環境改善性 | 4 R に関して環境改善効果が顕著な取組みであること |
| ハ | 経済自立性 | 自立した継続的な取組みであること |

ニ 安全性 再生資源が安全かつ確実にリサイクルされる取組みであること

(3) 関係する法令を遵守した取組みであること。

6 第5項の認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までの期間とする。

7 知事は、第5項の認定をする場合においては、あらかじめ、認定委員会の意見を聴くものとする。

8 知事は、第5項の認定を行ったときは、申請者に対し認定証を交付するとともに、認定を行った旨を公表するものとする。

(システム認定の更新)

第24条 前条第5項の規定により認定を受けた者（以下「システム認定者」という。）は、前条第6項の有効期間を経過した後も引き続き認定リサイクルシステムの効力を存続させようとするときは、前条第1項各号に掲げる事項を記載した申請書（以下「システム認定更新申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項から第8項までの規定は、認定の更新をする場合について準用する。

3 第1項の更新の申請があった場合において、前条第6項の期間の満了の日までに当該申請に対する審査が終了しないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその審査が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

(表示)

第25条 認定リサイクルシステムに関連する者は、知事が別に定める認定マークを、認定リサイクルシステムに係るリサイクル品の包装又は容器若しくは製品自体、若しくは関連する事業所等に、申請書に記載した内容により表示することができる。

(システム認定に係る変更等の届出)

第26条 システム認定者は、第23条第1項各号に掲げる事項を変更したとき、又は当該認定リサイクルシステムによる取組みを終了したときは、当該変更又は終了の日から30日以内に知事に届け出なければならない。

(システム認定事業者の義務)

第27条 システム認定者は、循環型社会の形成に寄与するリサイクル活動を行わなければならない。

2 システム認定者は、当該認定の根拠となる情報を自ら積極的に公開するものとする。

3 システム認定者は、認定に係るリサイクル活動や、関連したリサイクル品の安全性、性能等に問題が生じたときは、誠実にその処理を行わなければならない。

(報告)

第28条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、申請者、システム認定者に対し、リサイクルシステムの取組み状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(システム認定の取消し)

第29条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第23条第5項の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定リサイクルシステムが第23条第5項第1号から第3号までに規定する要件のいずれかに適合しなくなったとき。
- (2) システム認定者が偽りその他不正の手段により認定を受けていたことが判明したとき。
- (3) システム認定者が第23条第2項各号に規定する要件に該当する者でなくなったとき。
- (4) システム認定者が第26条の規定に違反して変更の届出をしなかったとき。
- (5) システム認定者が第28条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告等をしたとき。

2 知事は、第1項の規定により第23条第5項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

第5章 雑則

(公表)

第30条 この要綱に規定する公表は、長崎県ホームページへの掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(その他)

第31条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。